

阪地ま第90号
平成29年6月28日

阪南市自治基本条例推進委員会
委員長 新川達郎様

阪南市長 水野謙二

阪南市自治基本条例に基づく住民投票に係る条例の策定について（諮問）

平成29年5月に貴委員会より提出のあった「阪南市自治基本条例の見直し・運用に関する提言」において、住民投票については、別に条例で定めることと明記されていることから、市の情勢などを勘案して慎重に検討されたい旨の提言を受けております。

住民投票に係る条例を新たに策定するに際しては、住民の意思をまちづくりに的確に反映できる仕組みとする必要があり、まちづくりの基本的なルールを定めた自治基本条例の趣旨に基づいた住民投票の制度となることが望ましく、同条例に基づいた一体的な策定・運用を行う必要があると考えております。

これらのことを踏まえ、阪南市自治基本条例推進委員会条例第2条第1項に基づき、住民投票に係る条例を策定することに関して、同条第2項の規定により、下記の事項を貴委員会に諮問いたします。

記

1. 住民投票に係る条例の策定・運用に関する基本的な事項